

経営改善サポート保証

(事業再生計画実施関連保証)

経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)とは

経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的として創設された制度です。

ご利用いただける方

裏面の資格要件に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業者です。

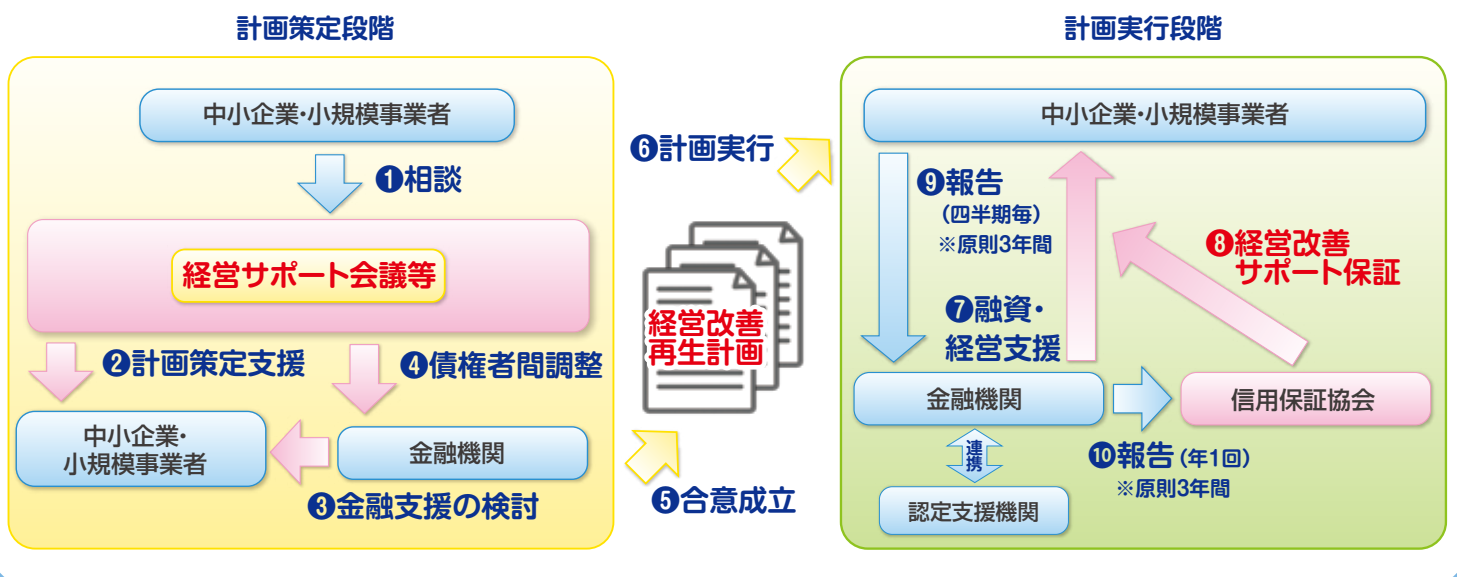
なお、事業再生の計画には、以下の内容を満たすものまたは含むものとし、計画書ひな形(当協会ホームページ掲載)を参考とするもの。

- ①債権者間の合意がとれているもの
- ②申込人の経営に係る状況、課題と課題を踏まえた改善策
- ③計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画

制度の特徴

- 一般保証とは別枠
- 最長15年の保証期間
- 保証料率は年0.8%(責任共有制度対象の場合)

制度のしくみ



経営改善サポート保証の詳細について

資格要件	<p>以下のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、<u>※金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業。</u></p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②中小企業再生支援協議会(産業復興相談センター含む)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p>
申込方法	金融機関経由(資格要件①に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込)
保証限度額	2億8,000万円 普通保証2億円以内、無担保保証8,000万円以内、特別小口保証2,000万円以内 組合等の場合は、4億8,000万円
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式 (ただし、責任共有制度の対象外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金を、本制度で同額以下借り換えする場合は、責任共有制度の対象外。) ※特別小口保証の場合は、責任共有制度の対象外。
資金用途	事業資金(ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内(据置期間1年以内)
貸付金利	金融機関所定利率
貸付形式	個別保証(証書貸付、手形貸付個別保証・手形割引個別保証・電子記録債権割引) ※根保証は除く
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じ
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料率	責任共有制度の対象の場合 0.8% 責任共有制度の対象外の場合 1.0% ※別途、定性要因に係る割引適用あり
添付資料	信用保証協会所定の申込資料の他、「資格要件」に規定する計画を添付してください。

※事業計画の実行状況に関する報告

- 金融機関は、中小企業者から四半期毎に計画の実行状況の報告を受けることが必要です。
- 金融機関は、信用保証協会に対し、年1回(原則3年間)支援状況等を報告することが必要です。

※報告書ひな形は当協会ホームページに掲載しています。



【お問合せ先】

本所 経営支援課 TEL.073-433-9704 保証課 TEL.073-433-9705 田辺支所 業務課 TEL.0739-22-4666
ホームページ www.cgc-wakayama.jp

2018.06